

令和 2 年度

第 2 回 千葉市環境影響評価審査会

議 事 録

令和 2 年 8 月 3 日（月）

千葉市環境局環境保全部環境保全課

令和２年度第２回千葉市環境影響評価審査会議事録

１ 日 時：令和２年８月３日（月） 午後１：３０～２：２８

２ 場 所：千葉市役所本庁舎８階 正庁

３ 出席者：（委員）

岡本委員、重岡委員、町田委員、大原委員、唐委員、櫻庭委員、
鶴見委員、北原委員、田部井委員、佐久間委員、羽染委員、川瀬委員
（事務局）

矢澤環境保全部長、安西環境保全課長（自然保護対策室長兼務）、
木下環境規制課長、秋山温暖化対策室長、小池環境保全課課長補佐

４ 議 題

（１）「千葉市環境影響評価条例施行規則等の一部改正（案）」に対する意見の概要
と市の考え方について

（２）千葉市環境影響評価条例施行規則等の一部改正（太陽電池発電所の追加）につ
いて（答申）

（３）その他

５ 議事の概要

（１）「千葉市環境影響評価条例施行規則等の一部改正（案）」に対する意見の概要
と市の考え方について

「千葉市環境影響評価条例施行規則等の一部改正（案）」に関するパブリック
コメント手続の結果を報告し、寄せられた意見の概要及び市の考え方について、
事務局から説明をした。

（２）千葉市環境影響評価条例施行規則等の一部改正（太陽電池発電所の追加）につ
いて（答申）

千葉市環境影響評価条例施行規則等の一部改正（太陽電池発電所の追加）につ
いて、市長に対し、答申した。

（３）その他

今後のスケジュールを確認した。

午後 1 時 3 0 分 開会

【小池環境保全課課長補佐】 定刻となりましたので、ただいまから令和 2 年度第 2 回千葉市環境影響評価審査会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めます環境保全課課長補佐の小池でございます。どうぞよろしく願いいたします。

次に、本日の審査会の成立についてご報告いたします。千葉市環境影響評価条例施行規則第 95 条第 2 項の規定により、この審査会の開催につきましては、委員の半数以上の出席が必要です。委員総数 18 名のところ、本日は 12 名の方にご出席をいただいておりますので、本日の審査会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、三澤委員、矢野委員、杉田委員、根上委員、土谷委員、諏訪園委員の 6 名の委員の方からは欠席のご連絡をいただいております。

次に、机上に配付しております本日の会議資料の確認をお願いいたします。

まず、次第としまして、A4 判が 1 枚。続いて、席次表として A4 判が 1 枚。次に、資料 1-1 として、こちら A4 判が 1 枚。資料 1-2 として、A4 判で 2 枚のものが 1 つ。資料 2 についての答申案ですけれども、こちらは議題 2 のときに配付いたしますので、ただいまお配りしてございません。

次に、参考資料です。参考資料 1 は A4 判で 2 枚のもの、参考資料 2-1 につきましては、A4 判で 1 枚のもの、最後に、参考資料 2-2 につきましては、A4 判で 8 枚のものとなっております。

不足、乱丁等ありますでしょうか。会議の途中でお気づきになられた場合は、事務局にお申し出ください。

続いて、会議、議事録の公開についてご説明いたします。本日の会議は、千葉市情報公開条例の規定により公開となっております。また、議事録も、委員の皆様のご承認をいただいた後、公表することとなりますので、あらかじめご承知おきください。

傍聴者の皆様におかれましては、お配りした傍聴要領に記載されている事項を遵守くださいますようお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

ここからの議事の進行につきましては、岡本会長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

【岡本会長】 ただいま紹介がありました岡本でございます。マスクをしているので声が少し聞き苦しい点があるかもしれませんが、ご了承いただきたいと思います。これより先の議事は、私、着席して進めさせていただきます。説明してくださる皆様も着席したままで結構でございます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。議題 1 「『千葉市環境影響評価条例施行規則等の一部改正（案）』に対する意見の概要と市の考え方について」です。

事務局より説明をお願いいたします。

【安西環境保全課長】 それでは、議題 1 について説明させていただきます。はじめに、前回までの流れについて簡単に説明させていただきます。

本年 4 月 13 日に書面審議により実施いたしました令和 2 年度第 1 回審査会にて、事務局からこのたびの環境影響評価条例施行規則等の改正に係る具体的な対応方針案をお示しし、委員の皆様にご審議いただいたところでございます。皆様からいただきましたご意見及び事務局の見解につきましては、参考資料 1 として配付させていただいております。ご確認をお願いいたします。

なお、この第 1 回の審査会でいただいたご意見により、「太陽電池発電所等区域面積の位置」との文言を「太陽電池発電所等区域の位置」と修正し、規則改正等に係る対応方針（案）として、このたび 6 月 1 日から 30 日までの間、パブリックコメントを実施したところでございます。パブリックコメント手続でいただきました意見の概要及び市の考え方をご説明させていただきますして、委員の皆様からご意見をいただきたいと存じます。

それでは、資料 1 をご覧ください。資料 1-1、パブリックコメント手続の実施結果でございます。

パブリックコメントの期間としては 6 月 1 日から 30 日まで行ったところ、いただいたご意見につきましては、電子メールで 5 人、件数にして 10 件のご意見をいただきました。なお、ご意見につきましては、事務局で検討した結果、対応方針（案）の修正までには至らないと考えております。

なお、意見の概要と市の考え方につきましては、資料 1-2 に取りまとめてございますので、こちらをご覧ください。左から、No、項目、意見の件数、意見の概要、市の考え方の順でまとめてございます。

No.1 につきまして説明させていただきます。項目としては規模要件、1 件のご意見をいただきました。内容としましては、広い面積に設置された太陽光発電施設を細かく区切り、小規模な発電所として小売する事例が見られる。小分けして販売されても、設備が同じ区域内であれば対象となるような条例を望む。

ご意見に対する市の考え方としましては、この事業の目的、関連性、施設の区域や実施期間等の状況を総合的に勘案しまして、一体の事業であると判断できる場合には、複数の土地の面積を合算して環境影響評価の対象事業の該非について判定します。このように考えております。

続きまして No.2、規模要件として 3 件いただきました。対象事業の規模要件「太陽電池発電所等区域の面積 10ha 以上」についてでございます。現行の規則において面積を規模要件としている事業を参考にしたということですが、太陽光発電事業は土地区画整理事業や宅地開発事業とは土地利用のありようが全く異なるものです。規模要件がそのままあてはまるものではない。また、市の実情に合っておらず、10ha

以上では現実性が乏しい、千葉市の状況を考えると1haが望ましい。このようなご意見をいただきました。

考え方としましては、環境影響評価条例では、事業規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業を対象としております。事業規模の検討にあたりましては、施行規則において面積を規模要件としている他事業や、国及び県の規模を参考にしております。

下に表がございますが、国におきましては、出力4万kW（面積100ha相当）でございます。県につきましては、現在検討中ではございますが、水平投影面積にて40ha以上、ただし、自然公園等区域においては10ha以上と考えております。千葉市につきまして、区域面積10ha以上としましたのは、太陽光発電事業が通常の事業用地に利用されないような林地や傾斜地等の地形の土地に事業が行われることが考えられ、状況によっては環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあることから、区域によらず一律10ha以上としております。

この「区域によらず」ですが、他の事業につきましては、例えば土地区画整理事業や宅地開発事業につきましては、市街化区域においては50ha以上、市街化調整区域を含む場合には20ha以上の規定となっている中、一番小さい要件として、特定区域を含む場合には10ha以上とする規定がございます。この一番厳しい規定を用いて、区域によらず一律10ha以上としております。

なお、条例の対象事業に該当しない10ha未満の太陽光発電事業につきましては、令和2年3月31日に、環境省が太陽光発電の環境配慮ガイドラインを策定しており、このガイドラインに基づき適切に環境配慮が講じられ、環境と調和した形で事業の実施が確保できる仕組みをつくっていることから、規模要件につきましては、原案のとおりと考えております。

1枚めくっていただきまして、2ページ目になります。No.3、こちらは技術指針についてのご意見として1件いただきました。「快適な生活環境の保全に係る環境要素」について、反射光を入れるのは良いと思いますとの意見ですが、反射光につきましては、市としましても、環境影響評価が必要であると考えておりますので、技術指針に盛り込むこととしております。

続きましてNo.4、こちらも技術指針でございます。1件いただきました。反射光だけでは不十分と考える。パワーコンディショナの高調波電流による雑音の影響（電波障害）除去、電子部品などによる事故防止、他の系統に接続された機器への影響

への注意、維持管理による予防措置の奨励なども明記すべきであると、このようなご意見をいただきました。

市の考え方としては、太陽光発電事業で用いる発電設備は、電気事業法の規定に基づく電気設備に関する技術基準に適合する義務がございます。申請された設備については、この法律に定められた基準に対する遵守状況を確認していくことを考えております。

次に、No.5、その他でございます。3件いただきました。10ha未満の太陽光発電施設でも再生土を盛った上に設置されるものもあり、法面が急勾配なため、大雨による土砂崩れが発生し、道路や田んぼ等が埋まってしまう事例も見られる。また、ゲリラ豪雨や台風等の強風、大雨による大規模な災害が起こることも考えられる。また、条例の対象事業に該当しない太陽光発電設備であっても周辺への影響が大きいため、一定規模以上の施設については指導を行うとともに、住民への同意を得る指導の強化を求める。このようなご意見でございました。

まず、再生土による盛土等につきましては、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例に基づきまして、市内における 500m² 以上の埋立て等の行為を対象として、使用される再生土の崩落、飛散、流出、使用する再生土による環境影響を防止するために必要な措置を講じる必要があります。したがって、埋立て等を伴う場合、10ha未満の太陽光発電施設であっても、その適用法令の要件を満たす必要があります。

加えて、条例の対象事業に該当しない太陽光発電施設についても、環境省が作成した太陽光発電の環境配慮ガイドライン、また、資源エネルギー庁が作成した事業計画策定ガイドラインがあり、これらのガイドラインにより、土地や地域の状況に応じ環境影響が考えられる場合には、土砂災害や水害等の災害対策を含む環境の保全のために必要な対策を実施することとなると考えております。また、ガイドラインの中には、地域とのコミュニケーションに関する取組も含まれております。本市といたしましては、これらのガイドラインを有効に活用しながら、事業者の環境配慮に対する指導や助言等を行ってまいります。このように考えております。

3 ページに移っていただきまして、No.6、その他として 1 件いただきました。市内の太陽光発電施設の設置状況を市として把握しておくことも必要だと考えます。このようなご意見をいただきました。

考え方としましては、市内に設置されている太陽光発電施設のうち、固定価格買

取制度の認定を受けている事業につきましては、資源エネルギー庁が公表する認定情報により状況を把握しております。また、本市では開発行為や農地転用などの関係法令を所管する部署との連絡体制を整えており、太陽光発電施設の設置状況の把握に努めております。今後も関係課との情報共有を図り、状況の把握に努めてまいります。このように考えております。

以上、いただきましたご意見に対する市の考え方を説明させていただきました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

【岡本会長】 報告ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご意見等がございますでしょうか。もしありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

北原先生、お願ひいたします。

【北原副会長】 質問というか感想に近いのですが、No.2の規模要件のところで、市の考え方として、第3段落目のところ、「太陽光発電事業が、通常は事業用地に利用できないような林地や傾斜地等の地形の土地に太陽電池発電所が設置される事例があり、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあることから、区域によらず一律で10ha以上としております」という説明があります。これは参考資料2-2の事業の規模の考え方のところと同じことが書かれているのですが、この文章でちょっと引っかかるのは、林地や傾斜地等に設置されて、環境影響の程度が著しいものになる。だから区域によらずに決めますというのは、ここまでは、要するにこれはどの区域でも決めますというのは分かるのですが、なぜ10haなのかということの説明にはなっていないと思うのです。その前半のところ。

10haを決めたのは、むしろ県の基準の中で、県では40haでやっていて、自然公園等のところで10ha、ちょっと厳しくしますと。千葉市は多分都市的な土地利用が多くて、市街化が進んでいる。そこで、やはり10haぐらいの開発でもかなり大きな影響が出るので10haにしましたということではないかと思うのですが、この文章だと、そこところがよく伝わらないのかなということを改めて思いました。質問というよりはやはり感想かな。

【岡本会長】 北原先生、ありがとうございます。

事務局より回答をお願いしたいと思います。

【安西環境保全課長】 規模要件の10haにつきまして、どのくらいの規模から対象にするかについてですが、太陽光発電設備は、既に条例対象となっております工業団地の造成や大きな施設を建設するような大掛かりな工事を伴わず、比較的簡単な工事により林地や傾斜地での設置が可能となることが考えられます。

現在の条例では、土地の用途により50ha、20ha、特定区域を含む場合は10haと、それぞれ規定しております。その中で、太陽光発電事業の建設工事の特性を考慮し、一番厳しい、小さい区域で対応することが望ましいであろうとの考え方に至ったわ

けでございます。もちろん、千葉市の状況を見ますと、10haの太陽光発電は市としてもかなりの規模感が出ることは想像できますが、現状条例対象となっております土地区画整理事業や宅地開発事業等の事業において、一番厳しい規定である10haの規定をもって取り組んでいく考えを明記させていただきました。

【北原副会長】 というふうに丁寧に説明していただくとよく分かるのですが。これは意見を寄せていただいた方々への回答として公開するのですよね。そうだとすると、やはり10haの根拠がここではあまりうまく説明できていないので、今おっしゃられたように、アセスの範囲としては一番きつい、厳しいものをやるのだという辺りをもう少しきちんと丁寧に説明していただいたほうが、市民に分かりやすいのかなという気がします。

【安西環境保全課長】 こちらの「区域によらず」の前段のところに、判断するに至った経緯をもう少し加えた説明にしたほうが適切ではないかのご意見につきまして、対応いたします。ありがとうございます。

【岡本会長】 この資料1-2は答申文案ではないので、今の事務局の回答の趣旨に従って、議事録に添付する書類については、文章の修正を加えたものを議事録と一緒に保存、文書として残すということで、事務局のほうはよろしいでしょうか。

【安西環境保全課長】 はい。そのような形にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

(審査会后、別紙のとおり資料1-2を修正。)

【岡本会長】 北原先生、よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。
ほかにご意見、質問はありますでしょうか。先生、お願いします。

【羽染委員】 質問ですけれども、今、電気事業法の改正が国で行われていて、再エネの議論が行われているというのをお聞きしているのですけれども、その中で、事業者説明会の様子を国に上げさせるみたいな意見が出ているというような記事を読んだことがあります。その関係で、5番の質問の中で一番下のほうに、住民への同意を得るなど指導の強化を求めるというふうな質問があって、それに対しての市の考え方として、ガイドラインの中に地域とのコミュニケーションに関する取組の項目も盛り込まれているので、ガイドラインを有効に活用しながらという回答になっています。これはこれでよろしいのですが、いわゆるアセスの中で説明会というのは、私もチェックしてくるのを忘れてしまったのですが、どういう状況の場合に説明会を事業者にやらせる指導をしているのかというのを、ちょっと教えていただけますか。

【岡本会長】 事務局より回答をお願いいたします。

【安西環境保全課長】 アセスの手続きにはいろいろな段階がございます。その手続きの中で、住民説明会を開催することとなります。この説明会で事業計画等を細か

く説明し、いろいろな意見を吸い上げる。その意見により、事業者は再度計画を検討していく。アセスの対象となった場合には、そのような手続が必要となります。

【羽染委員】 先ほど議論になっている、10ha未満になるとアセスの対象にならないのではというのは、事業者の責任なり、市に何か相談があった場合は市が指導するということになるのですかね。分かりました。ありがとうございます。

【岡本会長】 どうもありがとうございます。

ほかに質問、ご意見はございますでしょうか。先生方、いかがですか。もし質問、ご意見がなければ次の議題に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

本日は、次の議題は答申文案の検討になりますので、ただいままでの皆さんの意見に対する市の考え方等の中で、疑問点、問題点があれば答申文案の議論の前に検討を進めたいと思いますので、皆様方、再度意見、質問の有無を確認したいと思います。先生方、いかがでしょうか。

それでは、次の議題 2 に進みたいと思います。

続きまして、議題 2「千葉市環境影響評価条例施行規則等の一部改正（太陽電池発電所の追加）」について（答申）」です。事務局から説明をお願いいたします。

【安西環境保全課長】 それでは、議題 2 について説明させていただきます。ただいまから資料 2 をお配りいたします。いましばらくお待ちください。

（資料2を配付）

【岡本会長】 よろしくをお願いいたします。

【安西環境保全課長】 それでは、説明に移らせていただきます。環境影響評価条例施行規則等の一部改正につきましては、3月13日、4月13日及び本日と、計3回にわたりましてご審議いただいたところでございます。委員の皆様からいただきましたご意見を踏まえ、答申案を作成いたしましたので、説明させていただきます。

資料 2、1 枚めくっていただきまして、答申案の本編となります。パブリックコメントを実施いたしました対応方針（案）に基づきまして作成しております。参考等の記載部分につきましては、明記をせずに簡潔な形で取りまとめてございます。

それでは、説明に入ります。最初に、国の動き等でございます。環境省は、大規模な太陽光発電事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化などの問題が生じている事例がある等の状況を踏まえ、環境影響評価法の対象事業に太陽電池発電所の設置の工事の事業及び変更の工事の事業を追加することとしたこと。

また、経済産業省は、発電所アセス省令を改正し、太陽電池発電所の設置または変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法等を新たに定めたことを記載してございます。

これらの国の状況を踏まえ、環境影響評価条例の対象事業に太陽電池発電所の設置の工事の事業等を追加することとし、千葉市環境影響評価条例施行規則、また、

技術指針、実施要領の一部を改正することが望ましい、と明記してございます。

対応方針としまして、1項目、対象事業の要件及び事業の規模は、以下のとおりとする、としております。

事業の要件ですが、(5)として、太陽電池発電所の設置の工事の事業。規模としては、太陽電池発電所の用に供される区域（調整池、道路等を含む。以下「太陽電池発電所等区域」という。）の面積が10ha以上であるもの。(6)としましては、太陽電池発電所の変更の工事の事業。事業の規模としましては、太陽電池発電所等区域の面積が10ha以上である発電設備の新設を伴うもの、としてございます。

設定理由としまして、対象事業の要件としては、条例において対象事業は「発電用電気工作物の設置又は変更」としており、既に規定されている火力発電所及び風力発電所の事業の要件の表記と整合を図ること、としております。

こちら(5)(6)となっておりますが、(1)(2)が火力発電所で、(3)(4)が風力発電所となっております。こちらの要件の表記と整合を図ったものでございます。

規模要件の指標としましては、太陽光発電事業は面的な改変を行うことによる環境影響が大きいと考えられるため、面積とする。

指標の内容としましては、太陽光発電事業を行う場合、太陽光パネルやパワーコンディショナなどの機器等だけではなく、現場事務所や駐車場、調整池なども設置することが想定され、これら全てで1つの事業を形成することになると考えられることから、全体面積としての考え方により、太陽電池発電所の用に供される区域（調整池、道路等を含む）の面積としております。

事業の規模についてでございますが、現行の規則において宅地開発事業等の面積を規模要件としている事業を考慮しつつ、通常は事業用地に利用できないような林地や傾斜地等の地形の土地に設置される事例があり、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあることから、区域によらず一律で10ha以上とするとしてございます。

次に移り、2ページになります。こちらは軽微な修正の要件と軽微な変更の要件の規定になります。

まず、2項目としまして、軽微な修正の要件についてですが、こちらは事業を行う場合、最初に事業計画概要書というものを提出します。こちらの計画書の公告から環境影響評価書の公告が行われるまでの間に事業計画を修正する場合であっても手続の実施が不要となる、手戻りが不要となる要件を定めたものでございます。

設定理由、新規追加要件につきましては、事業の諸元に「太陽電池発電所等区域の位置」と、このように記載してございます。既に規定されている面整備事業の要件を参考に設定したところでございます。

修正要件としては、太陽光発電事業は対象事業要件の指標を「面積」としていることから、事業の諸元「発電所または発電設備の出力」からは除くこととしました。

なお、指標を「出力」で規定している火力発電所と風力発電所につきましては、

本要件に該当するため、(1) から (4) に限ると明記してございます。

また、その他の「対象事業実施区域の位置」につきましては、法対象事業の要件を参考といたしまして、今回追加される太陽光発電事業についても同様と考え、現状のまま適用することとしております。

3 項目の軽微な変更の要件についてですが、環境影響評価書の公告から事業着手までの間に事業内容を変更する場合であっても、手続の再実施が不要となる要件を規定しているものでございます。

評価書の公告後、最終的な計画がオープンになりますので、そのオープンになった後、工事が始まるまでの間の計画変更のこととございます。こちらにつきましては、事業の諸元と手続を要しない変更の要件、共に、2 項目の軽微な修正の要件と同様の内容となっております。

続きまして、3 ページになります。こちら最後となりますが、環境影響評価等の項目あるいは調査、予測の手法など、必要な技術的な事項を定めているものが技術指針でございます。この技術指針の改正部分について説明いたします。

太陽光発電事業を進めるにあたり考慮すべき環境要素である、反射光に対応するため、環境影響評価の項目を選定する際に検討すべき項目を定めた表 2 の改正を行うこととしております。この表 2 の快適な生活環境の保全に係る環境要素の影響の内容に「(反射光等)」と明記することとしております。

設定理由といたしましては、太陽光発電事業に係る特有の環境影響として 3 点ほど考えられてございます。パワーコンディショナからの騒音、太陽光パネルからの反射光(近隣の住環境、景観、飛来する生物等の生態系への影響)、そして、3 点目としまして、太陽光パネルの撤去・廃棄、このような特有の環境影響が考えられるところでございます。

それぞれに対する対応といたしまして、まず、「騒音」につきましては、既に技術指針に盛り込まれており、環境影響評価が可能であることから、現行の規定のままとする。

次に、「反射光」につきましては、近隣の住環境関係が、現行の技術指針に盛り込まれていないため、表 2 に「反射光等」の文言を盛り込むこととしております。技術指針のつくりといたしましては、全体事業に対する共通の項目を規定しており、個別の事業においては、特有の項目について必要に応じて選択できる形になっております。このため、「その他」に反射光を加え、事業者が反射光に関する環境影響評価が必要だと認知できるよう明記することとしております。

なお、景観への影響については、中区分の「景観」、飛来する生物等の生態系への影響については中区分の「動物」で、それぞれ工作物の存在に伴って発生する影響を予測・評価することとなっておりますので、現行の規定のままとするとしてございます。

また、「廃棄物」につきましても、既に技術指針に盛り込まれており、事業終了時に発生する廃棄物も環境影響評価の対象に含まれていることから、現行の規定の

ままとすること、としてございます。

最後に設定理由の「その他」でございますが、環境影響評価は、以上の特有の環境影響に挙げた環境要素に限定するものではない。既に規定している環境要素のうち、当該事業の特性や地域の特性を踏まえ、影響を受けることが予想される項目については、環境影響評価の対象とすると、このように明記してございます。

以上、答申案について説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしく願います。

【岡本会長】 それでは、ただいま事務局より答申案についての説明がありましたが、ここで何か質問等がありますでしょうか。もしありましたらお願いしたいと思えます。

先生方、よろしいでしょうか。もし質問があれば挙手をお願いしたいと思えます。願います。

【唐委員】 申し訳ないですけれども、少し違った視点で伺いたいのですけれども、太陽光パネルを設置するにあたって、実際運用するときに、地面の除草は必要でしょうか。植生ですね。周辺をきれいにしているけれども、コンクリートは張っていないですね。草をどうやってとるか。実際運用するときに、除草剤とかそういうようなものを使われているかどうか。これは関係ないですけれども、実際運用するにあたり、環境アセスのときにそれが関係しているかどうか、実際運用したときどういうふうに扱っているか、その辺をちょっと伺いたいだけです。つくった後のことです。

【岡本会長】 ありがとうございます。事務局より回答をお願いできますでしょうか。

【安西環境保全課長】 つくった後の、実際の運用段階における除草剤による影響についてでよろしいでしょうか。

【唐委員】 つくった後にどうするか。要は、今回環境アセスだから、多分、その立地条件がどうかの説明であって、だけど、その後の影響をやはり考慮しなければならないですね。そうすれば、普通の農業だったら農薬を使うのは分かるのですけれども、草を取ったり収穫したり、そういうことになるのですけれども、草が生えた分のみを除去する場合はどうなっているか、そのやり方が分からなくて。それだけです。

【羽染委員】 ちょっといいですか。私も今まで聞いた話であれですけれども、運用上やはり草が生えてくるので、何か対策をしようということで、砂利を敷いたり、あと、防草シートという草が生えないようなシートが売り出されているのですが、そういうシートを張ったりする工夫は最近されてきているようで、やはりそのまま放っておくと、土のままだとすごく草が生えるので、非常に苦労しているみたいで、いろいろな工夫が最近はされているというふうに、私の少ない経験ですけれども聞いています。参考になれば。

【岡本会長】 先生、よろしいでしょうか。多分、唐先生の質問は、ここでこの太陽電池発電所が環境影響評価の対象事業になるかどうか、そして、対象になると様々

な環境影響評価が行われるわけですが、その中で、除草剤等の散布ですとか様々な環境影響評価の項目が環境影響評価の中で適切に対応されるのかどうか。

あと、施設の建設時と運用段階ですね。よく道路工事ですと、建設段階と供用が始まってからとに分けて環境影響の分析が行われますが、このような太陽電池発電所についても、建設だけではなくて運用段階での環境影響も適切に評価されるのかどうか、その辺の懸念が今回の答申の中で払拭されるのかどうか、その点について事務局より説明が欲しいということではないかと私は解釈しましたがけれども、その点について説明をお願いしたいと思います。

【安西環境保全課長】 環境影響評価の手続きでは、事業着手後においても影響の状況を把握することが求められます。事業者は、当初の予測、評価の結果、実施することとした環境保全措置を検証するため、監視計画を立てて環境調査を行います。これは、工事中における環境影響を調査する施工時編と、実際に運用開始となった後の影響を調査する供用時編とがあり、農薬等をたくさん使用するなど環境影響が懸念される場合は、この監視計画の中で見ていくことになります。

【岡本会長】 先生、よろしいでしょうか。

【唐委員】 大丈夫です。やり方が分からないから、ちょっと質問しただけです。申し訳ない。

【岡本会長】 どうもありがとうございます。

ほかに質問、ご意見等ございますでしょうか。

【羽染委員】 ちょっと1点だけ教えてもらっていいですか。3ページの真ん中辺の四角囲みの中で、反射光が、「飛来する生物等の生態系への影響」という表現があるのですが、これは明らかにこういう影響が認められるというのは出ているのでしょうか、というのを生物の先生にちょっと教えていただければ。こういう表現をして問題ないか。

【岡本会長】 事務局より説明がありますか。もし生物担当の先生がおられましたら、このことについて何らかのコメントが頂戴できるとありがたいのですが。

それでは、事務局より回答をお願いします。

【安西環境保全課長】 こちらの文言につきましては、当初国は、太陽光発電事業を環境影響評価法の環境アセスメントの対象とすることについて、いろいろと検討を行ったわけでございます。その中で、太陽光発電事業において気をつけなければいけない点も洗い出されており、こちらの文言は国の資料から引用させていただいております。実際の資料が手元になく申し訳ないのですけれども、その文言を引用する形となっております。

【岡本会長】 先生、よろしいでしょうか。

【羽染委員】 表現上問題なければ大丈夫だと思うのですが、どこかの引用にそういう表現があったということですね。

【安西環境保全課長】 はい。

【羽染委員】 分かりました。

【岡本会長】 事務局より回答はよろしいですか。

【安西環境保全課長】 はい。

【岡本会長】 どうもありがとうございます。

ほかに質問、ご意見ありますでしょうか。

それでは、答申案につきまして、特にさらなる修正の必要性に関する意見というものが先生方からはないというふうに思われますので、これをもちまして事務局で作成していただいた答申案を諮問に対する答申としたいのですが、先生方よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【岡本会長】 どうもありがとうございます。それでは、これをもちまして答申としたいと思います。事務局で準備をお願いいたします。

(岡本会長より矢澤環境保全部長へ答申書手交)

【岡本会長】 それでは、事務局は答申書の写しの配付をお願いいたします。

(答申書の写しを配付)

【矢澤環境保全部長】 ただいま岡本会長より答申をいただきましたので、一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

会長、副会長、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、答申を取りまとめていただきまして、厚く御礼を申し上げます。本市といたしましては、本日いただきました答申を踏まえ、千葉市環境影響評価条例施行規則等の改正について、今年の10月の施行に向けて手続を進めてまいります。

今後とも本市の環境行政の推進にあたり、ご支援、ご協力を賜りますよう改めてお願い申し上げまして、御礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

【岡本会長】 それでは、続きまして議題3に進みたいと思います。議題3「その他」につきまして、事務局より連絡事項等がありますでしょうか。よろしく願いいたします。

【小池環境保全課課長補佐】 3点連絡がございます。

1点目は今後のスケジュールについてです。本日いただきました答申を踏まえまして、規則の改正を8月中に交付、10月1日の施行に向けて取り組んでまいります。

2点目は議事録の確認についてです。本日の議事録は、事務局にて案を作成後、委員の皆様にご確認いただきまして、議事録として公表させていただきます。

3点目ですが、次回審査会の日程についてです。現在のところ、委員の皆様にご審議いただく案件はございません。審査案件が生じた際は、改めて日程調整をさせていただきますので、その際はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

【岡本会長】 どうもありがとうございます。

ただいまの事務局からの連絡事項について、何か質問等がございますでしょうか。よろしいですか。

特に意見がないようですので、これで本日の審議は終了といたします。進行を事務局にお返しいたします。よろしくお願いします。

【小池環境保全課課長補佐】 岡本会長、ありがとうございました。

これをもちまして、令和 2 年度第 2 回環境影響評価審査会を終了いたします。ご審議どうもありがとうございました。

午後 2 時 2 8 分 閉会

「千葉市環境影響評価条例施行規則等の一部改正（案）」に対する意見の概要と市の考え方について

No.	項目	件数	意見の概要	市の考え方	修正
1	(1)規模要件	1	広い面積に設置された太陽光発電施設を細かく区切り、小規模発電所として小売し、大規模発電所とみなされない事例があることから、設備を小分けにして販売されても、設備が同じ区域内であれば対象とされるような条例を望む。	ご提示された事例につきましては、事業の目的や関連性、実施区域、実施期間等の状況を総合的に勘案し、一体の事業であると判断できる場合には、複数の土地の面積を合算して環境影響評価の対象事業の該非を判定します。	—
2	(1)規模要件	3	対象事業の規模要件「太陽電池発電所等区域の面積 10ha 以上」について、現行の規則において面積を規模要件としている事業を参考にしたとのことだが、太陽光発電事業は土地区画整理事業や宅地開発事業とは土地利用のありようが全く異なるものであり、これらの規模要件がそのまま当てはまるものではない。 また、市の実情にもあっておらず、10ha 以上の施設の設置は現実性が乏しい。 千葉市の土地利用状況を考えると、規模要件は 10 ha ではなく、1ha（およそ 1 町歩）が望ましい。	千葉市環境影響評価条例では、事業規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業を対象にしています。 事業の規模の検討にあたっては、ご提示のとおり、条例施行規則における他の事業や、国及び県の規模（※下記参照）を参考にしており、今回、土地区画整理事業や宅地開発事業等の面積を規模要件としている事業の中で、最も厳しい要件である 10ha 以上を事業の規模としております。 また、太陽光発電事業が、通常は事業用地に利用できないような林地や傾斜地等の地形の土地に太陽電池発電所が設置される事例があり、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあることから、区域によらず一律で 10ha 以上としております。 なお、条例の対象事業に該当しない 10ha 未満の太陽電池発電所については、令和 2 年 3 月 31 日に、環境省が「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を策定しており、適切に環境配慮が講じられ、環境と調和した形での事業の実施が確保される仕組みを作っていることから、規模要件は原案のとおりとさせていただきます。 ※国及び県の規模要件（参考） 国：出力 4 万 kW（面積 100ha 相当）以上 県：太陽電池パネル等の水平投影面積 40ha 以上 ただし、自然公園等区域においては 10ha 以上 ※県は規模要件を検討中 市：区域面積 10ha 以上	—

No.	項目	件数	意見の概要	市の考え方	修正
3	(4)技術指針	1	「快適な生活環境の保全に係る環境要素」に反射光等が入るのは良いと思う。	技術指針の改正案についてご賛同いただき、ありがとうございます。 太陽光発電事業の実施にあたり、反射光の環境影響評価が必要であることを事業者が認知できるよう、技術指針に盛り込みます。	—
4	(4)技術指針	1	「快適な生活環境の保全に係る環境要素」の「その他」に「反射光」を明記するだけでは不十分と考える。 パワーコンディショナの高調波電流による雑音の影響（電波障害）除去、電子部品など（特にアルミ電解コンデンサ）による事故防止、他の系統に接続された機器への影響の注意、維持管理による予防措置の推奨などを明記すべきである。	太陽光発電事業で用いる発電設備については、電気事業法の規定に基づく電気設備に関する技術基準に適合する義務があります。 申請のあった設備について、この法律に定められた基準の遵守状況について確認してまいります。	—
5	その他	3	10ha 未満の太陽光発電施設でも、再生土を盛った上に設置されたものもあり、法面が急勾配なため、大雨による土砂崩れ等によって、道路や田んぼ等が埋まってしまう事例が見受けられる。 また、近年、ゲリラ豪雨や台風等の強風や大雨による大規模な災害が頻発しており、太陽光発電施設の被害が市民生活に与える影響も大きくなることも予想される。 条例の対象事業に該当しない太陽光発電施設であっても周辺への影響は大きいので、一定規模以上の施設について指導を行うとともに、住民への同意を得るなど指導の強化を求める。	再生土による盛土等にあたっては、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例に基づき、市内における 500 m ² 以上の埋立て等の行為を対象として、使用された再生土の崩落、飛散及び流出並びに使用する再生土による環境影響を防止するため、必要な措置を講ずる必要があります。したがって、埋め立て等を伴う場合は、10 ha未満の太陽光発電施設であっても、その適用法令の要件を満たす必要が生じます。 加えて、千葉市環境影響評価条例の対象事業に該当しない太陽光発電施設についても、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（令和 2 年 3 月 環境省）や「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（平成 29 年 3 月（令和 2 年 4 月改訂） 資源エネルギー庁）により、土地や地域の状況に応じ環境影響が考えられる場合は、土砂災害や水害等の災害対策を含む、環境の保全のために必要な対策を実施することになると考えます。 また、ガイドラインの中には、地域とのコミュニケーションに関する取り組みの項目等も盛り込まれております。 本市では、これらのガイドラインも有効に活用しながら、事業者の環境配慮に対する指導や助言等を行ってまいります。	—

No.	項目	件数	意見の概要	市の考え方	修正
6	その他	1	市内の太陽光発電施設の設置状況を、市として把握しておくことも必要だと考える。	市内の太陽光発電施設のうち、固定価格買取制度（FIT 制度）の認定を受けている事業計画につきましては、資源エネルギー庁が取りまとめた認定情報により、状況を把握しております。 また、本市では、開発行為や農地転用などの関係法令を所管する部署との連絡体制を整えており、太陽光発電施設の設置状況の把握に努めております。 今後も、関係課との情報共有を図り、状況の把握に努めてまいります。	—